

11. 社会的養育推進計画

(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組み

こどもの意見形成・意見表明を支援するため、一時保護施設、児童養護施設及び乳児院において、児童相談所等から独立した立場である意見表明等支援員が定期的に訪問する体制を整備しました。

また、豊中市版「こどもの権利ノート」を作成し、一時保護や施設入所、里親委託中のこどもの特性に応じて、こどもが理解しやすいよう工夫して説明するとともに、相談しやすい環境を整備しました。

意見表明等支援事業の実施状況

訪問場所	訪問回数	備考
一時保護施設	23 回	令和 7 年 8 月から実施
児童養護施設	3 回	令和 7 年 12 月から実施
乳児院	3 回	令和 7 年 12 月から実施

(2) こども家庭支援体制の構築

「重点施策の次号実施状況 1. 確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～」(P.6)に記載しています。

(3) 支援を必要とする妊産婦等への取組み

妊娠届出時の医療職による全数面接（妊娠届出数：2,786 件、面接実施率：100%）を機会として、支援を必要とする家庭を早期に把握し、ニーズに応じた支援を実施しました。

はぐくみセンターにおいて、母子保健部門と児童福祉部門が連携したサポートプランの作成や関係機関との情報共有、調整などに取り組むとともに、妊娠期から出産、子育て期を通じて、切れ目のない伴走型支援を実施しました。

(4) 代替養育を必要とするこどもの数

本市における代替養育を必要とするこどもの実数は、以下のとおりです。

令和 8 年 3 月 31 日時点

	児童養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	児童自立生活援助事業所	障害児入所施設（契約入所含む）	計
令和7年度	57	5	11	2	2	5	4	14	100

(5) 一時保護の在り方

児童相談所開設にともない、幼児、学齢男子・女子等の小規模ユニット制を導入し、学齢児以

上の居室を全て個室化した一時保護施設を設置しました。多様なこどもの状況に応じた個別対応を実施するとともに、誘致した乳児院への一時保護専用床の設置をはじめ、一時保護対応が可能な委託先の確保に努めました。こどもの権利擁護の観点からは、専用のしおりを用いて入所中の生活や権利について丁寧な説明を実施しました。また、教育委員会や学校との連携により、継続的な通学機会の確保に努めるとともに、施設内の学習スペースにおける学習指導を通じて、こどもたちの教育を受ける権利を保障しました。

一時保護児童の状況

	一時保護施設 における保護	一時保護委託 における保護	計	延日数
令和7年度	155人	52人	207人	8,044日

(6) パーマネンシー保障*(養子縁組等の支援など)に向けての取組み

こどもの意向を尊重しながら早期の家庭復帰や親子関係再構築を促進するため、関係機関と連携した保護者支援プログラムを1クール(3回)実施し、親子関係の改善に向けた支援を行いました。特別養子縁組については、委託前交流支援事業を活用して養親候補者との丁寧な関係構築を図るなどの支援に取り組みました。また、相談支援や特別養子縁組等に関する研修を実施するなど、職員の専門性向上に取り組みました。

(7) 里親等の確保と支援体制の構築

大阪府が実施していたフォスタリング機関*の取組みを継承し、市域における里親制度の広報活動を展開(178回)した結果、令和7年度は新たに1件の里親登録がありました。里親への支援としては、フォスタリング機関*と児童相談所の里親担当職員が協力し、里親への訪問支援やマッチング支援を実施するとともに、里親向けの課題別研修を実施しました。また、里親への支援体制を充実させるため、里親支援センターの開設に向けた準備を進めました。

○里親登録数

養育里親	20世帯
親族里親	3世帯
養子縁組里親	2世帯
ファミリーホーム	1世帯
計	26世帯

○里親委託児童数

養育里親	7人
親族里親	4人
養子縁組里親	—
ファミリーホーム	2人
計	13人

令和8年3月31日時点

○里親委託率 17.3%

(8)市内で必要となる施設等社会資源整備のあり方

令和 7 年 4 月に乳児院（1 か所・定員 10 人）を開設するとともに、乳児の緊急保護に対応できるよう、一時保護専用床を整備しました。

また、里親への相談・支援や、こどもと家庭に対する在宅（地域）支援を推進するため、里親支援センター及び児童家庭支援センターの令和 9 年の開設をめざし、設置・運営事業者への開設準備支援を行いました。

さらに、市内施設と連携してこどもへの支援の充実を図るため、関係機関と連携した施設向け研修を実施するとともに、弁護士や医師等を交えた処遇困難事例検討会を開催し、現場に対する専門的な助言やバックアップ体制の強化に取り組みました。

社会的養護の施設等数

児童養護施設	乳児院	ファミリーホーム	児童自立生活援助事業所
1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

令和 8 年 3 月 31 日時点

(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取組み

社会的養護自立支援拠点事業を実施し、退所を控えたこどもへのソーシャルスキルトレーニング*や社会的養護経験者同士の交流の場の提供等を通じて、社会的養護経験者の自立に向けた支援を推進しました。

児童相談所に社会的養護経験者支援の担当者を配置するとともに、施設退所前からの継続的な支援や退所後のアフターフォローを実施しました。就労の継続が困難となった社会的養護経験者に対しては、生活困窮者支援等の関係機関と連携し、生活・就労の立て直しに向けた対応を行いました。また、児童自立生活援助事業等を活用するなど、退所後のこどもたちの自立に向けた居住や生活の支援を行いました。

(10)児童相談所のあり方と関係機関が連携した障害児支援の取組み

児童相談所開設に伴い、予防的支援を担う「はぐくみセンター」と、介入・保護から家族再統合までを担う児童相談所が両輪となって、こどもと家庭に対する切れ目のない包括的支援体制を構築しました。あわせて、警察や医療機関等との強固なネットワークを構築し、夜間・休日を含めた 24 時間 365 日の迅速な通告受理および緊急保護が可能な体制を確立しました。

また、医師等の配置、外部弁護士の活用により専門的助言機能を確保し、こどもの最善の利益を最優先とした適切な方針決定に努めました。

障害や発達に課題を抱える要保護児童への支援については、児童相談所、保健センター、児童発達支援センター等が連携し、保護を要する障害児の早期発見と在宅支援に取り組みました。代替養育が必要な場合は、こどもの障害特性を的確にアセスメントし、その結果をもとに障害児受託が可能な里親への支援を行うなど、可能な限り良好な家庭的環境での養育の提供に取り組みました。